

アール・ツーエス認定調査事務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか法第24条の2第1項の規定により、株式会社アール・ツーエス（以下当事務所）が実施する認定調査事務の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、法、関係政省令及び福岡県条例及び契約市町村管轄の都道府県条例において使用する用語の例による。

(業務運営の基本方針)

第3条 当事務所は、法令及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に定めるところにより、中立かつ公平に調査事務を実施する。

(調査事務を行う事業所)

第4条 調査事務を行う事業所の所在地は、福岡県福岡市博多区元町1-6-16高倉ビル2Fとし、その調査区域は福岡県全域及び佐賀県全域とする。

(調査事務を行う時間及び休日)

第5条 調査事務を行う時間は、原則、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する休日以外の午前9時から12時まで及び午後1時から午後6時までとする。ただし、代表者が別に定める日にあつては、この限りではない。

第2章 調査員

(認定調査を行う者)

第6条 認定調査を行う者（以下「認定調査員」という。）は、介護保険事業に理解と情熱を有し、次の各号の者で、都道府県が実施する認定調査員研修あるいは当社の行う調査員研修を修了しているものとする。

(1)介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者

(認定調査員証)

第7条 認定調査員に各市の介護認定調査員証（別記様式。以下「認定調査員証」という。）を交付するものとする。

2 認定調査員証の有効期間は、当該認定調査員証を交付した日から交付した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、有効期限の到達期限の一か月前までに属する機関より更新の意志を示した場合に関してはその限りではない。

3 本証は各市区町村の認定調査員の身分を失うとき、又は認定調査員証の記載事項に変更があるときは、直ちに該当市へ届出・返還しなければならない。

(認定調査員証の携帯等)

第8条 認定調査員は、認定調査を行う場合は、常に認定調査員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(認定調査員の遵守事項)

第9条 認定調査員は、認定調査を行うに当たっては、当該認定調査に係る申請を行った被保険者の人権を尊重しなければならない。

2 認定調査員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前項の規定は、その職を退いた後も同様とする。

4 認定調査員は、認定調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 調査員は、常に公平な立場を保持して認定調査しなければならない。

6 調査員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

7 調査員は調査時に調査に関して必要な事柄以外を調査時に対象者に対し質問、告示してはならない。

(調査員との雇用契約)

第10条 当事務所は、修了登録を受けた介護支援専門員と雇用契約を結ぶ。

2 当事務所は、雇用契約を結ぶ際に、当該調査員が他の認定調査機関と雇用契約（調査員以外の業務に従事する場合も含む）を結んでいないことを確認する。

(調査員の解任)

第11条 当事務所は、調査員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該調査員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務上の義務に違反し、またはその職務を怠った場合

(3) 調査員として必要な適格性を欠く場合（他の指定調査機関の調査事務に従事していた場合を含む）

(調査員の辞任)

第12条 調査員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その日を退職の日とする。

(1) 死亡したとき

(2) 退職を願い出て承認されたとき

(3) 満65歳に達した日以後における最初の3月31日

(4) 期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき。

(調査手数料の取り決め)

第13条 嘱託調査員に対する調査手数料の取り決めは保険者区分に応じ件数ごとに計算をするものとする。

第3章 認定調査事務の実施方法

(調査の実施方法)

第14条 当事務所は、事業年度ごとに市区町村が作成する事業計画に基づいて、調査員を調査事務に従事させる。

(調査日の調整)

第15条 当事務所は、市区町村から通知された調査日及び調査対象者を踏まえ、当該調査対象者と調整のうえ調査実施日を決定する。

(調査結果の報告)

第16条 調査員が行った調査の報告については、市区町村との取り決めに基づき、当該市区町村が定める期日までに報告する。

(調査結果の記録及び保存期間)

第17条 調査結果については、下記の事項を明確にして、調査した年度の属する3月末から起算して5年間保存する。

- (1) 調査実施日
- (2) 調査員氏名
- (3) 調査対象者概要

第4章 手数料の徴収

(調査事務の手数料)

第18条 当事務所は、調査事務を実施する際には市区町村より当該市区町村と契約する額を徴収する。

(手数料の徴収方法)

第19条 前条に規定する手数料は、市区町村と別に定める契約に基づき、当該事務所が徴収する。

第5章 雑則

(苦情処理)

第20条 当事務所に対する苦情については、別に定める手順に従い適切に対応する。

(秘密保持義務)

第21条 当事務所の役員、職員及び調査員並びにこれらの者であった者（委嘱等にもとづく者を含む。）は調査事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(その他の事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表者が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

この規則は、平成23年6月21日より施行する。